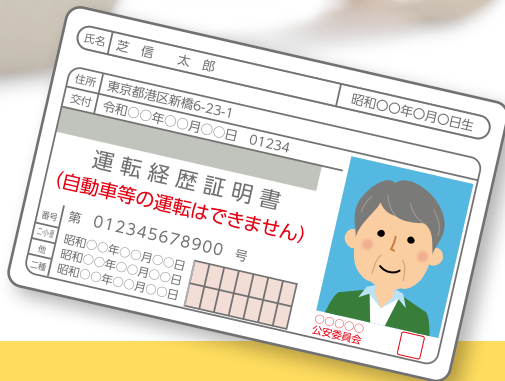


しばしん 運転免許自主返納 サポート定期預金



「運転経歴証明書」を交付された方限定の定期預金です
「運転経歴証明書」をお持ちの方に、
当金庫が「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」*の
加盟企業(特典)として、金利優遇いたします。

店頭表示金利

プラス

+0.05%



ご利用いただける方

「運転経歴証明書」を所有する
個人のお客様

- 運転経歴証明書交付日より1年以内の預入に限ります。
- 新規にお預け入れいただく資金が対象となります。既に当金庫にお預け入れいただいている定期預金等からのお振替え(書替)でのご契約は対象外となります。



お預入れ期間

1年(自動継続式)



お預入れ金利

スーパー定期1年もの
店頭表示金利+0.05%

(金利優遇は、初回のご契約から1年間に限ります。)



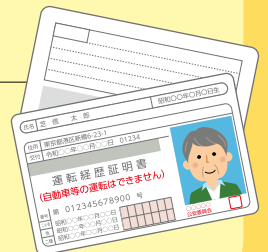
お預入れ金額

10万円以上500万円以下
(お一人様合計500万円以下)

ご契約時には「運転経歴証明書」のご提示が必要になります。

運転経歴証明書 とは

運転免許証を自主返納した方に新たに交付される証明書です。
「運転経歴証明書」を取得するには、運転免許証を返納してから
5年以内に運転免許試験場などへの申請が必要です。



*高齢者運転免許自主返納サポート協議会…運転免許の自主返納を促進し、高齢者社会の進展に伴う高齢運転者による交通事故防止の支援を目的に、平成20年に発足した組織です。

詳しくは、窓口または営業担当者にお問い合わせください



SHIBASHIN
芝信用金庫



運転免許自主返納サポート定期預金

商品名	運転免許自主返納サポート定期預金						
ご利用いただける方	<p>「運転経歴証明書」を所有する個人のお客様(個人事業主も含まず)</p> <p>※「運転経歴証明書」交付日より1年以内(交付日の1年後の応答日を含む)の預入に限ります。</p> <p>※新規にお預け入れいただく資金が対象となり、既に当金庫にお預け入れいただいている定期預金等からのお振替え(書替)でのご契約は対象外となります。</p>						
お預入れ期間	1年(自動継続式)						
お預入れ方法	一括預入						
お預入れ金額	10万円以上500万円以下(お一人様合計500万円以下)						
お預入れ単位	1円単位						
適用利率	<p>スーパー定期1年もの店頭表示金利+0.05%</p> <p>※当金庫が「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟企業として、「運転経歴証明書」の所有者に特典をご提供するものです。</p> <p>※初回満期日以降は、継続日におけるスーパー定期(1年もの)の店頭表示金利にて自動継続させていただきます。</p>						
税金	令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。						
中途解約時のお取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、お預入れ期間に応じた下記の利率により利息をお支払いいたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>お預入れ期間</th> <th>中途解約時の利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	お預入れ期間	中途解約時の利率	6カ月未満	解約日における普通預金利率	6カ月以上1年未満	約定利率×50%
お預入れ期間	中途解約時の利率						
6カ月未満	解約日における普通預金利率						
6カ月以上1年未満	約定利率×50%						
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話:03-3432-9234)までお申し出ください。						
紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。						
その他の重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約時には、「運転経歴証明書」のご提示が必要になります。 ●マル優をご利用いただけます。 ●預金保険制度の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くこれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます) ●「犯罪収益移転防止法」による本人特定事項等の確認ができない場合には、お預け入れいただくことができません。 ●金融情勢の変化等により、予告なくお取扱内容を変更、またはお取扱いを中止することがあります。 						